

全国森林計画(案)に対する意見の概要

- 1 意見募集期間:平成20年9月10日～26日(17日間)
- 2 提出者数 12件(個人7、団体2、法人3)
- 3 提出項目数 25項目
- 4 処理状況

処理結果の区分	項目数	主な意見の要旨
<p>1 趣旨を取り入れているもの</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>既に計画(案)に意見の趣旨を記述しているもの。また、意見の趣旨に沿った施策を推進しているもの。</p> </div>	13	<p>二酸化炭素の吸収源・貯蔵庫としての森林の役割のみならず、木材についての同様の役割も併せて記載すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「森林と人との共生林」については、本来、すべての森林がこの機能を有しているべきものである。 ○ 林木育種事業の評価を踏まえた品種・系統の導入について記載すべきである。 ○ 列状間伐の推進により、間伐の施業面積を確保することが必要である。 ○ 人工造林不適地の尾根筋や溪畔部について、天然林に誘導することが望ましい。 ○ 国産材の利用推進のために、林業生産活動に欠くことのできない林道の整備を積極的に進めてほしい。 ○ 間伐等の条件整備である境界の整備等について、新たな施策の創設をお願いしたい。 ○ 木炭利用を進めるため、炭焼き釜を設置補助するなどの政策措置を考えてほしい。 ○ 国は地域の人々が安心して暮らせるよう森林整備や治山事業に積極的に取り組んでいただきたい。 ○ 間伐の推進に向け、森林所有者の負担軽減が図られるよう、新たな措置を講ずることが必要である。 ○ 水源の森林を管理する林野庁と河川を管理する国土交通省が連携した施策の展開を図られたい。

処理結果の区分	項目数	主な意見の要旨
<p>2 趣旨の一部を取り入れているもの</p> <p>意見をそのまま記述することは困難であるが、一部意見の趣旨を計画(案)に記述しているもの。また、意見の趣旨と施策の推進方向との矛盾がないもの。</p>	6	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国産材の安定供給のため、間伐のみならず、「更新を確保した皆伐等の推進」について記載すべきである。 ○ 京都議定書第一約束期間以降における森林および木材の吸収源、貯蔵庫としての役割について明記すべきである。 ○ 資源の充実しつつある人工林においては、積極的な主伐の計画量を計上すべきではないか。 ○ 森林と人との共生林については、歩道等の施設整備よりも、定期的な森林体験イベントの企画が重要ではないか。 ○ 森林保全のため、森林土壌における菌類保全が重要である。
3 修文するもの	1	<ul style="list-style-type: none"> ○ グリーン購入法等に関し、持続可能性・合法性が証明された木材の需要が高まっていることから、流通・加工体制の整備において、当該趣旨を記載すべきである。
<p>4 今後の検討課題等</p> <p>意見の趣旨をそのまま記述すること、又は、推進することは困難であり、今後の検討課題とするもの。</p>	5	<ul style="list-style-type: none"> ○ 育成複層林については施業体系が確立されておらず、現況の面積から計画期末に1.7倍にする計画の達成は困難ではないか。 ○ カシノナガキクイムシ被害の防除のため、防虫線1km程度の選択樹種の予防伐採を行ってもよいのではないか。 ○ 間伐については搬出コストが掛かり増しになるため、国産材の安定供給のためには、主伐を主体とした計画にすべきではないか。 ○ 既設の国道や高速道路の両側100mずつを森林とすべく、道路特別会計を環境目的に転用してはどうか。 ○ 環境整備よりも、まずは林業生産物の価格補償を行うべきである。

全国森林計画(案)に対する意見の要旨及び当該意見の処理の結果

処理の結果	項目数
1：趣旨を取り入れられているもの	13 項目
2：趣旨の一部を取り入れられているもの	6 項目
3：修正するもの	1 項目
4：今後の検討課題等	5 項目
計	25 項目

該当箇所	意見の要旨	処理の結果(案)	処理の理由(案)
まえがき	<p>国産材の安定供給のためには、間伐だけでなく積極的な皆伐が行われる必要があるため、「・・・適切な間伐等の推進による整備・保全と・・・」は「適切な間伐及び更新を確保した皆伐等の推進による整備・保全と・・・」という表現に修正すべきではないか。</p> <p>充実し始めた資源の活用については、大きな変換点を迎えていると認識しており、新たな計画期間における関連諸施策の実効性が確保されるよう期待している。</p> <p>「また、森林は二酸化炭素の吸収源・貯蔵庫として・・・」は、「また、森林及び木材は二酸化炭素の吸収源・貯蔵庫として・・・」という表現に修正すべきではないか。</p>	2	<p>森林整備及び保全の目標としては、森林・林業基本計画に即し、土壌保全等の観点から育成複層林への誘導を図っていくなど、適切な施策を推進するために皆伐を推進することを明示する趣旨ではないため、原案のとおりとします。</p> <p>全国森林計画に掲げる事項を踏まえ、中長期的な視点に立った森林及び林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進してまいります。</p>
	<p>全国森林計画の計画期間を考えると、京都議定書第一約束期間についてのみではなく、より長期的な展望を持った記述とする必要があることから、「ポスト京都議定書第一約束期間以降において、森林および木材の吸収源、貯蔵庫としての役割を層明確にする必要がある。」という趣旨の文言を追加すべきではないか。</p>	1	<p>当該箇所は、京都議定書目標達成計画に定める森林吸収源対策等を念頭に、二酸化炭素の「吸収源・貯蔵庫」としての森林の役割を踏まえつつ、適切な森林資源の整備及び保全を推進する趣旨の記述であるため、原案のとおりとします。なお、炭素の「貯蔵庫」としての木材の役割については、森林・林業基本計画において記載しており、今後とも、このような意義を積極的にPRすることを通じ、木材利用の推進に取り組んでまいります。</p>
	<p>全国森林計画の計画期間を考えると、京都議定書第一約束期間についてのみではなく、より長期的な展望を持った記述とする必要があることから、「ポスト京都議定書第一約束期間以降において、森林および木材の吸収源、貯蔵庫としての役割を層明確にする必要がある。」という趣旨の文言を追加すべきではないか。</p>	2	<p>全国森林計画における間伐等の計画量は、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を将来にわたって確保していくために必要な量を計上しているものであり、森林吸収源対策の推進を一義的な目標として京都議定書目標達成計画の達成に必要な量として計上しているものではありません。このため、全国森林計画において、京都議定書の「第1約束期間以降」に言及する必要は特段ないと考えられます。この「まえがき」において平成24年度までの京都議定書目標達成計画に言及しているのは、森林に係る施策の推進に当たっての当面の課題としての重要性を踏まえたものです。</p>
	<p>国産材の安定供給のためには、間伐だけでなく積極的な皆伐が行われる必要があるため、「・・・更新の確実な皆伐、間伐等の向上に向け・・・」という表現に修正すべきではないか。</p>	2	<p>当該箇所は、森林整備の展開に当たっての低コスト化等の条件整備について記述していることから、原案のとおりとします。</p>

該当箇所	意見の要旨	処理の結果(案)	処理の理由等(案)
<p>I 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項</p> <p>1 森林の整備及び保全の基本的な考え方</p> <p>第1表 森林の有する機能ごとの整備及び保全の目標並びに重視すべき機能に応じた森林の区分ごとの森林整備及び保全の基本方針</p>	<p>森林と人との共生林整備については、整備するための指定条件が厳しすぎる。指定林だけでなく、本来すべての森林が森林と人との共生林としての機能を有しているものと考ええる。</p>	<p>1</p>	<p>森林は、国土の保全、水源の保全、環境の保全、自然環境の保全、地球温暖化の防止などの多様な機能を有していますが、より適切な森林の整備及び保全を進める観点から、個々の森林について、重視すべき機能を明らかにした上で、「水土保全林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」に区分し、それぞれ別の区分ごとの望ましい森林の状態への誘導を進めているところ</p>
<p>2 森林整備及び保全の目標 (6)</p>	<p>資源の循環利用林における森林整備及び保全の基本方針に 関し、再造林を行うに当たって、林木育種成果を反映させる観点から、昭和30年代から取り組んできた林木育種事業での次 代検定評価を踏まえた品種・系統の導入を積極的に取り組むこ とを盛り込めないか。</p>	<p>1</p>	<p>IIの「1 施業に関する基本的事項」において、「森林施業の効率化・低コスト化を推進するための技術の普及及び定着に留意する」と記載しており、森林施業の推進に当たって、林木育種の成果の効果的な普及にも取り組んでいくこととしています。</p>
<p>2 森林整備及び保全の目標</p> <p>第2表 森林整備及び保全の目標</p>	<p>瀬戸内地域は、マツが主林木であり、健全なマツ林を整備する観点から、「スギ・ヒノキ等」の記載を「スギ・ヒノキ・マツ等」に変更すべきである。</p>	<p>1</p>	<p>ご指摘の箇所は、Iの2(6)に該当する9つの広域流域における「スギ・ヒノキ等の育成単層林の除伐・間伐の計画的な実施」について記載している部分であり、これら流域全体で、人工林の育成単層林の樹種別構成比はスギとヒノキで9割近くを占めているほか、施業体系上、マツの人工林については、スギやヒノキほど集約的な間伐を必要としないことから、原案のとおり、マツについては「等」に含めることとします。なお、松くい虫による被害への対策については、IIの1(2)アに記載しているとおり、被害抑制のための健全な松林整備や防除対策の重点化等の推進などに取り組むこととしています。</p>
<p>II 森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項</p> <p>1 施業に関する基本的事項</p> <p>(1) 施業方法</p>	<p>育成単層林から育成複層林への移行は帯状複層林が想定されるが、台風常襲地帯にあつては、風倒木被害の危険性から育成複層林への否定的な意見も多く、施業体系も確立されていないため、育成複層林面積について、現状から計画期末に約1.7倍にする計画は困難ではないか。</p>	<p>4</p>	<p>育成複層林とは、森林を構成する林木を択伐等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層を構成する森林であり、ご指摘のような帯状複層林の他、樹下植栽による二段林の造成や自然に侵入した郷土樹種の活用による針広混交林の育成等、様々な形態が考えられます。このため、具体的な育成複層林施業の形態は、地域の自然的、経済的状況に応じて選択されることとなります。</p>
<p>II 森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項</p> <p>1 施業に関する基本的事項</p> <p>(2) 森林の保護・管理</p>	<p>間伐技術のある作業者を確保できない中では、間伐を実施しないよりは、3残1伐などの列状間伐を広く行い、施業面積を確保したほうがいいのではないか。</p>	<p>1</p>	<p>IIの「1 施業に関する基本的事項」において、「森林施業の効率化・低コスト化を推進するための技術の普及及び定着に留意する」と記載しているほか、「間伐は、...、森林の状況に応じて、高性能林業機械の活用に適した伐採等効果的な施業の実施を図る」と記述しており、列状間伐についても、地域の自然的条件を踏まえ、積極的に取り組んでいくこととしています。</p>
<p>(2) 森林の保護・管理</p>	<p>カシノナガキクイムシ被害の北部先端についても松くい虫と同様の認識で防除予算が必要。防虫線(防火帯のごとく) 1km程度の選択樹種の予防伐採などを行っても良いのではないか。</p>	<p>4</p>	<p>カシノナガキクイムシが媒介するナラ菌によりミズナラ等が集団的に枯損する、いわゆる「ナラ枯れ」が本州の日本海側を中心に発生しており、被害地域は拡大傾向にあります。このため、林野庁では、平成20年度よりナラ枯れの発生危険度の予測手法及び保全すべき森林を特定した効果的な防除手法を開発するための調査に取り組んでいるところですが、十数キロに及ぶと言われるカシノナガキクイムシの飛翔距離を考えれば、「防虫線」の設置が有効な対策にはなりにくいと考えています。</p>

該当箇所	意見の要旨	処理の結果(案)	処理の理由等(案)
3 伐採立木材積及び造林面積に関する計画	資源の充実しつつある人工林について、国産材の利用推進の面からも、主伐について積極的な計画を計上すべきである。	2	今後、高齢級の人工林が増加し、資源として本格的に利用が可能な段階を迎えている中で、森林に対する国民のニーズを踏まえた針広混交林化や長伐期化を推進しつつ、引き続き適切な施策を実施する観点から、伐採立木材積については、間伐を主体に増加させる計画としています。なお、当該計画量において、高齢級からの間伐についても多く見込んでおり、今後、国産材の供給量は増加する計画としています。
IV林道の開設その他林産物の搬出に関する事項 1林道の開設に関する計画	近年、外材の安定供給が不透明な状況となっている一方、国産材の安定供給に対する期待が高まってきている。次期全国森林計画の伐採立木材積の計画量は、間伐主体となっているが、間伐については、搬出コストが掛かり増しになるなど、木材の安定的な供給面からは否定的な意見もあるため、ある程度主伐を主体とした計画とすべきではないか。	4	昨今、国際的な木材需給構造が変化化する中、我が国において、「資源の循環利用や国産材の安定供給を図る」ことがますます求められています。このような中、将来にわたって「資源の循環利用」が確保されるよう、主伐にあっては、主伐後の再造林が的確に行われることが非常に重要な課題となつていきます。今後、高齢級の人工林が増加し、資源として本格的に利用が可能となる中で、森林に対する国民のニーズを踏まえた針広混交林化や長伐期化を推進しつつ、森林資源の保続を図るために造林計画量を確実に履行する観点から、伐採立木材積については、主伐よりも間伐を主体に増加させる計画としています。
IV林道の開設その他林産物の搬出に関する事項 1林道の開設に関する計画	人工造林面積の計画量については、主伐を行った箇所についてはすべて再造林する計画になっているように思われるが、戦後の拡大造林においては、林地の状況を考慮せず、人工造林に適していない箇所にも一斉にスギ等を造林した箇所もあり、人工造林不適地の尾根筋や溪畔部については、天然林に誘導することが望ましいと考える。このため、今回の案が、人工造林伐採跡地をすべて再造林する計画であれば、見直すべきではないか。	1	主伐による伐採跡地については、人工造林又は天然更新により的確な更新が図られなければ林地が生じ、森林の公益的機能の発揮に支障を生じることとなります。このため、人工林・天然林の別を問わず、主伐を行った林分全てを人工造林または天然更新による造林計画量に含めています。ご指摘の趣旨は、Iの「1 森林の整備及び保全の基本的な考え方」において、「広葉樹林化、針広混交林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせる多様性に富む育成複層林の計画的な整備」と記載しており、人工林においても、その一部は択伐等の抜き伐りにより自然に侵入した雑木樹種の育成を図っていくこととしています。
IV林道の開設その他林産物の搬出に関する事項 1林道の開設に関する計画	既設の国道や高速道路の両側100mずつを森林とすべく、道路特別会計を環境目的に転用してはどうか。	4	我が国の土地利用は、様々な利用や複雑な所有形態が現に存在しており、既設幹線道路の両側の土地において「森林」を造成することは現実的ではないと考えます。
IV林道の開設その他林産物の搬出に関する事項 1林道の開設に関する計画	国産材の利用推進のために、林業生産活動に欠くことのできない林道の整備を積極的に進めてほしい。	1	育成単層林施業及び育成複層林施業の対象地にあつては、林道と作業道の適切な組合せによる林内路網の整備を推進し、おおむね50m/haを目安として整備するよう努めることとしております。
(2)森林と人との共生林	森林と人との共生林については、まず森の中を歩く経験が必要。その経験を提供するための人的なネットワークや、定期的なイベントの企画のほうが必要で、特別に整備された森を作ることは二の次ではないか。使う人がいない森林歩道が多く、無駄である。	2	IVの「(2)森林と人との共生林」の記述内容に対するご意見であれば、当該部分は、森林と人との共生林における林道の開設等を行う場合の基本的な考え方を示したものであり、当該区分の森林全てについて、歩道等の施設整備を行うことを意図したものではありません。なお、体験型の森林環境教育の重要性についてはご指摘のとおりであり、林野庁としても各種施策を推進することとしていただいております。

該当箇所	意見の要旨	処理の結果(案)	処理の理由等(案)
V 森林施業の合理化に関する事項 (1) 森林施業の共同化の促進	不在村所有者の増加や、森林所有者の高齢化、後継者不足等により、境界の不確定な箇所が増加していることから、施業箇所の特定に時間を要し、間伐推進の障壁となっている。間伐等の条件整備である境界の整備等について、新たな施業の創設をお願いしたい。	1	施業の集約化を含め、計画的かつ適切な森林の整備・保全を進めていく上で森林境界の明確化が重要な課題となっていることを踏まえ、今回、「境界の整備など森林管理の適正化を図る」ことを新たに記述したところです。また、森林施業の現場において、効果的に境界明確化に取り組むことができるよう、関連施策の強化・拡充にも努めているところです。
(2) 林業に従事する者の養成及び確保	林業専業の林業従事者を育成することは不可能であり、林業生産物の価格補償をまず行うべきであって、環境整備はその後の対策ではないか。	4	森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるためには、適切な森林の整備・保全が不可欠であり、森林の公益性を踏まえ、一般の森林所有者等に対しても森林施業に対する様々な助成措置を講じているところです。
(4) 流通・加工体制の整備	UJ/Tターン者をはじめとする林業就業者を確保するためには、施肥を減らす代わりに間伐材を炭にしたものを田畑に入れ、C O2マイナスイオン効果の野菜を出荷する等の取り組みが重要であり、このため、大規模な炭焼き釜(登り窯や穴窯)を設置補助するなどの政策措置を考えてほしい。 環境貢献の「見える化」により消費者に木材製品の環境特性を明示することが必要になっているほか、グリーン購入法、建築物総合環境性能評価システム(CASBEE)など、持続可能性・合法性が証明された木材の需要が高まっていることから、以下のような修正ができないか。 流通・加工体制の整備については、森林所有者等から木材製造業者等に至る木材の安定的取引関係の確立、施設・設備の大型化・高性能化等による大型化・高性能化等による流通・加工コストの低減や供給ロットの拡大を通じ、需用者のニーズに即した品質及び性能の提供、安定的かつ低コストに供給し得る体制の整備や合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品の利用の普及について、関係者一体となって推進するよう努めてまいります。	1	林業に従事する者の養成及び確保については、Vの(2)に記載されているような各種施策の推進を通じた支援体制を整備することとしており、具体的な施策として、炭焼き釜の設置等については、「森林・林業・木材産業づくり交付金」の中で助成しているところです。
VII 保安施設に関する事項 3 治山事業	近年農山村では過疎化・高齢化が進み手入れが行われていない森林が多く見られ、地球温暖化等による豪雨などで土砂災害や床上浸水が発生していることから、国は地域の人々が安心して暮らせるよう森林整備や治山事業に積極的に取り組んでいただきたい。	1	カーパーン・フットプリント等の「見える化」に向けた取り組みは具体的な検討が始まったばかりであり、計画への記載については、今後の検討課題と考えています。また、木材の合法性証明の取り組みについては、以下のとおり修正することとします。 流通・加工体制の整備については、森林所有者等から木材製造業者等に至る木材の安定的取引関係の確立、施設・設備の大型化・高性能化等による流通・加工コストの低減や供給ロットの拡大を通じ、需用者のニーズに即した品質及び性能の明確な木材製品を大量、安定的かつ低コストに供給し得る体制の整備や合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品の利用の普及について、関係者一体となって推進するよう努めてまいります。
VIII 保安施設に関する事項 3 治山事業	近年農山村では過疎化・高齢化が進み手入れが行われていない森林が多く見られ、地球温暖化等による豪雨などで土砂災害や床上浸水が発生していることから、国は地域の人々が安心して暮らせるよう森林整備や治山事業に積極的に取り組んでいただきたい。	1	近年、局地的な集中豪雨が頻発する傾向が強まっており、地域的に甚大な被害が発生しやすい状況にあることから、適正な森林整備の実施とともに、IVの3に記載しているとおり、山地災害による被害を軽減する減災に向けた治山事業の実施など、今後とも、国民が安心して暮らせる社会の実現に向け、計画的な治山事業の推進に努めてまいります。

該当箇所	意見の要旨	処理の結果(案)	処理の理由等(案)
全般	<p>間伐の推進については、森林環境保全整備事業(補助事業)等を利用して実施しているが、所有者負担を伴うため、負担の軽減を図られるよう新たな措置を講ずることが必要である。</p>	1	<p>間伐における森林所有者の負担軽減については、間伐の採算性を高めるための路網の整備や高性能林業機械の導入に対する支援に加え、間伐等促進法に基づく市町村計画の間伐実施主体が未整備森林で間伐等を実施する場合に定額方式による事業の創設に向けた予算の確保に努めるなど、所要の対策に取り組んでいるところです。</p>
全般	<p>森林土壌について、菌類保全が重要と着えるが、具体的な政策が記述されていない。きのこや山菜の豊富な森を作り、森を歩く人が増えることが、森林保全の第一歩ではないか。</p>	2	<p>森林の健全な育成のためには、重視すべき機能に応じた森林の区分ごとに適切な実施を行うことが重要であり、例えば、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林を整備することとしています。</p>
全般	<p>琵琶湖の水は、下流域の多くの人々の飲料水として利用されており、その水源の森を守ることが重要であることから、水源の森を主導的に管理する林野庁と河川を管理する国土交通省が協働的な施策の展開を図りたい。</p>	1	<p>琵琶湖の保全にあたっては、「琵琶湖総合保全推進協議会」等を通じ、農林水産省、林野庁、水産庁、国土交通省及び関係自治体等が連携を図りつつ、水質保全、水源かん養、自然的環境・景観保全等について、総合的な施策を展開しているところです。</p>

